

## 津山ファミリー・サポート・センター事業報酬減免助成金交付要綱

令和2年3月1日

改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、依頼会員が支払う報酬を提供会員が減免した場合に、当該提供会員に対し、予算の範囲内で津山ファミリー・サポート・センター事業報酬減免助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 依頼会員 津山ファミリー・サポート・センター事業による育児の援助を受けた者をいう。
- (2) 提供会員 津山ファミリー・サポート・センター事業において依頼会員を援助した者をいう。
- (3) 報酬 津山ファミリー・サポート・センター事業により援助を受けた者が支払う報酬(交通費、食事(ミルク)、おやつ代、おむつ代等の実費を除く。)をいう。

(助成金の交付対象)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、報酬を減免した提供会員とする。ただし、報酬の減免がなかった場合は、当該報酬を支払った依頼会員を交付対象者とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、提供会員が減免した報酬の額又は依頼会員が支払った報酬の額とする。ただし、依頼会員1人当たり日額6,400円をその限度額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、津山ファミリー・サポート・センター事業報酬減免助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、助成金の交付の申請をしなければならない。

- (1) 当該申請に係る援助の実施状況を証する書類
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、津山市補助金等交付規則第9条の規定による実績報告を兼ねるものとする。
- 3 助成金の申請は、当該申請にかかる援助が行われた日の属する月末日までに提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、津山ファミリー・サポート・センター事業報酬減免助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による交付決定の通知は、津山市補助金等交付規則第9条の2の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を受けた申請者に対して、速やかに当該申請に係る助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し、助成金を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年3月1日以降、減免した報酬に適用する。